

議事 5 国立公園事業の決定及び変更について（諮問）

資料説明案件 8件

日光国立公園

ちゅうぐうしあぜがたとうげ

中宮祠阿世湯峠線道路（歩道）

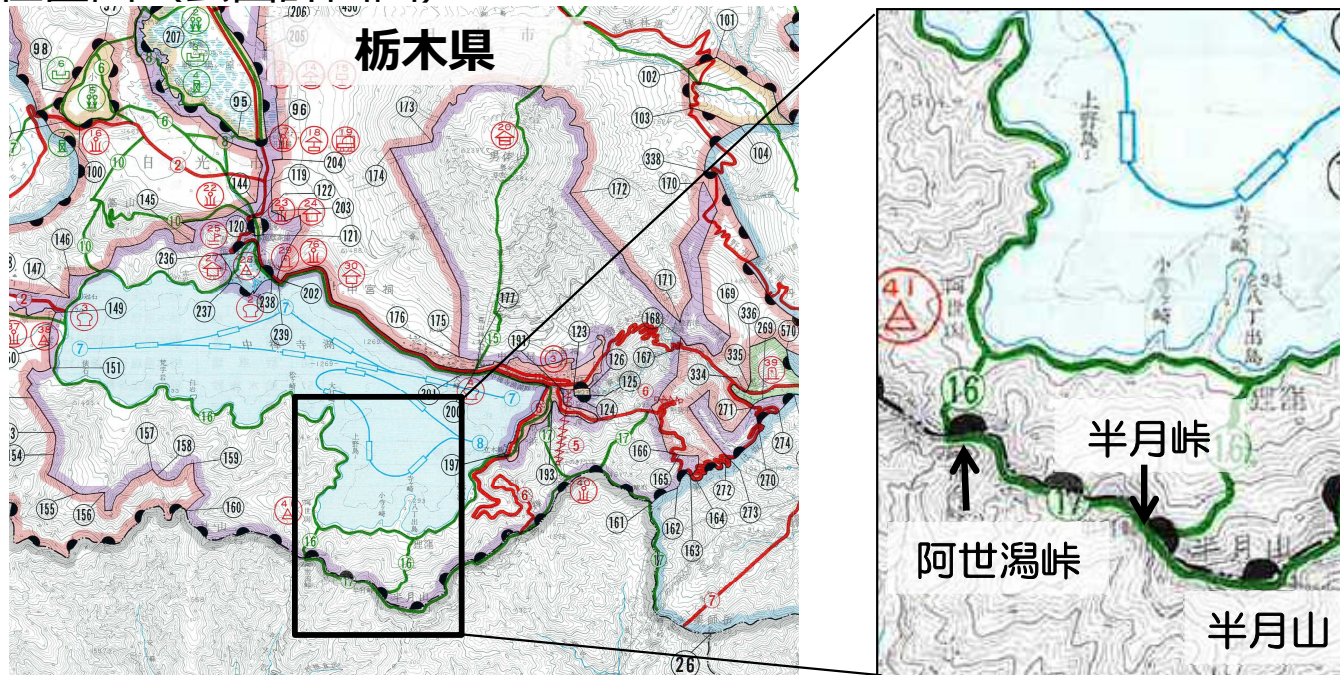
変更

路線距離: 7.1km→7.5km

執行者(予定者): 栃木県

第一種特別地域、第二種特別地域（国有林）

●位置図（公園計画図）



・奥日光地域に位置し、中宮祠から山稜線を通り中禅寺湖南岸に至る歩道である。特に半月山展望台は男体山と中禅寺湖が一望できる場所として人気があり、多くの利用者が訪れる場所である。

・新たに区間延長する阿世湯峠までの歩道は、社山や半月山など日帰り登山利用が主体である。

既存施設の把握

決定区域図



事業規模を以下のとおり変更

路線距離7.1km→7.5 km

延長区間の登山道の様子

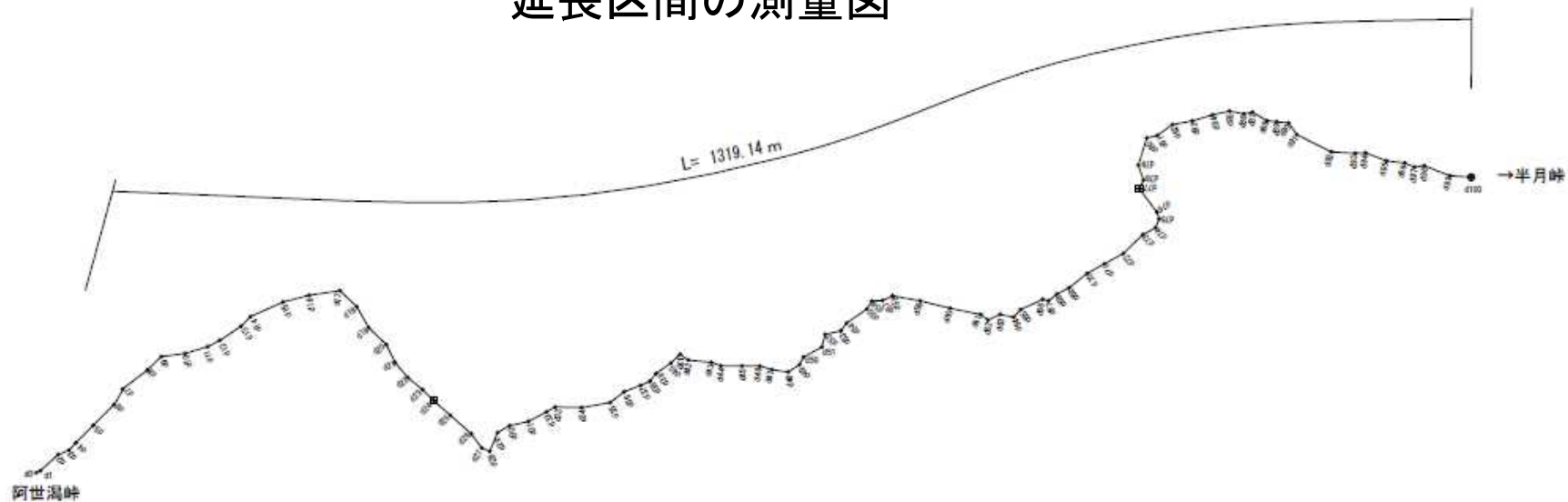


- 現行区間の西側に位置する既存登山道（半月峠-阿世湯峠間）を適切に管理するため、管理者を明確にするために行うもの。
- 中宮祠集団施設地区から半月峠まで事業決定（平成9年12月16日告示）されていたものを阿世湯峠まで延長するもの。

既存施設の把握

- 既存登山道（半月峠-阿世湯峠間）には工作物は設置されておらず、幅員1.5mの登山道を引き続き現状のまま供用する。
- 接続する中禅寺湖周回線道路（歩道）と同様に、栃木県が執行する。
- 当面新たな整備の予定はない。

延長区間の測量図



L=1319.14m、W=1.5m

自然環境への影響

- 当面の整備予定はなく、設置するとしても誘導標識やロープ柵といった安全上必要な小規模な工作物であり、執行者は接続する歩道でも適切に事業を執行している栃木県であることから、同様に風致に配慮したものであると考えられる。
- 栃木県が林野庁より歩道敷として使用承認を受けて公園事業を執行することにより、適切な管理が期待される。

富士箱根伊豆国立公園

みはらやまひがし

三原山東線道路（歩道）

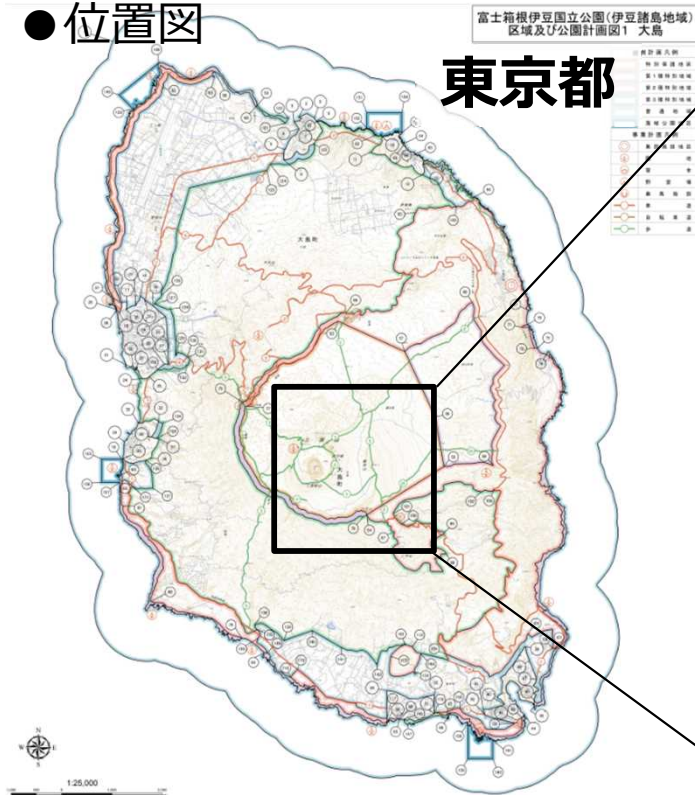
決定

路線距離：2.3km

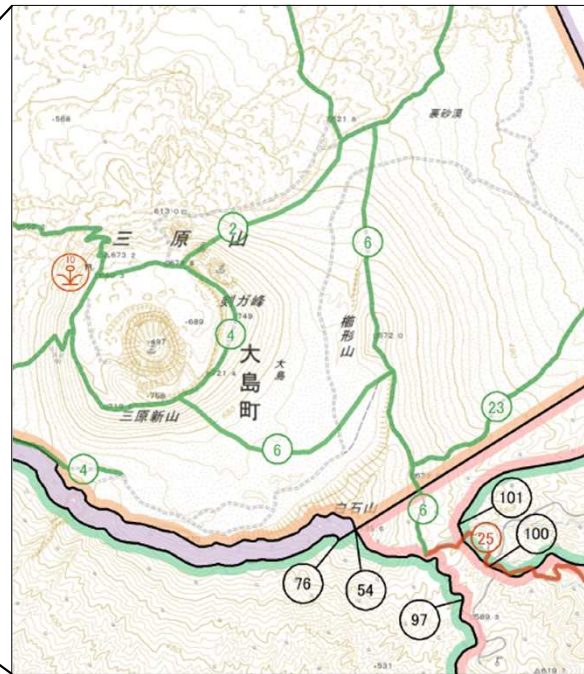
執行者（予定者）：大島町

特別保護地区、第2種特別地域（民有地（財産区等））

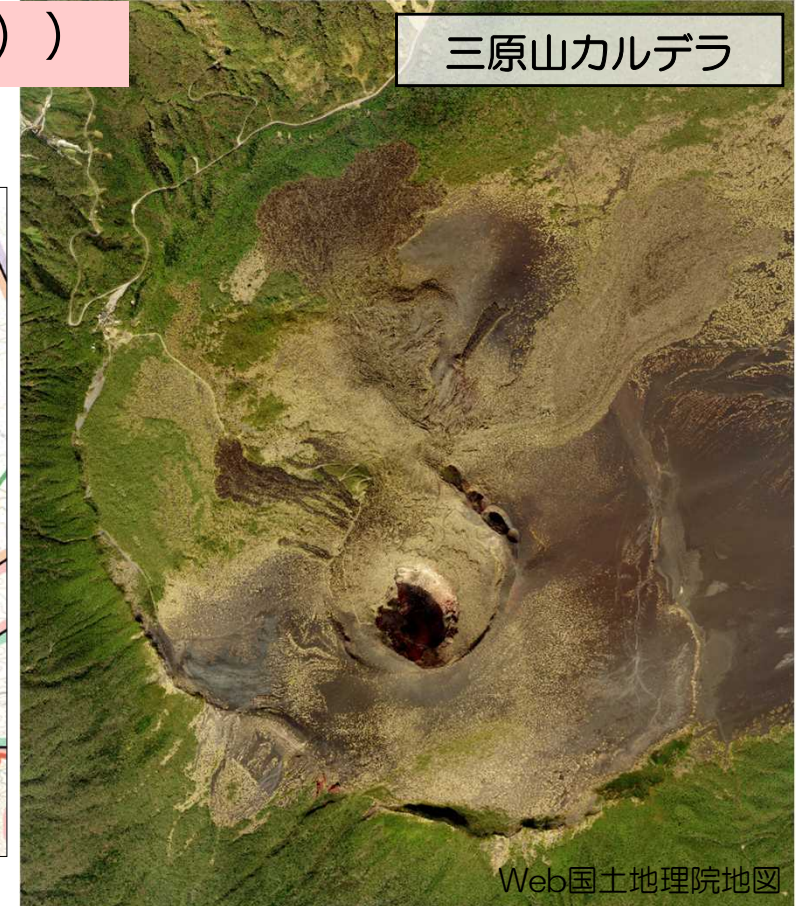
●位置図



●公園計画図

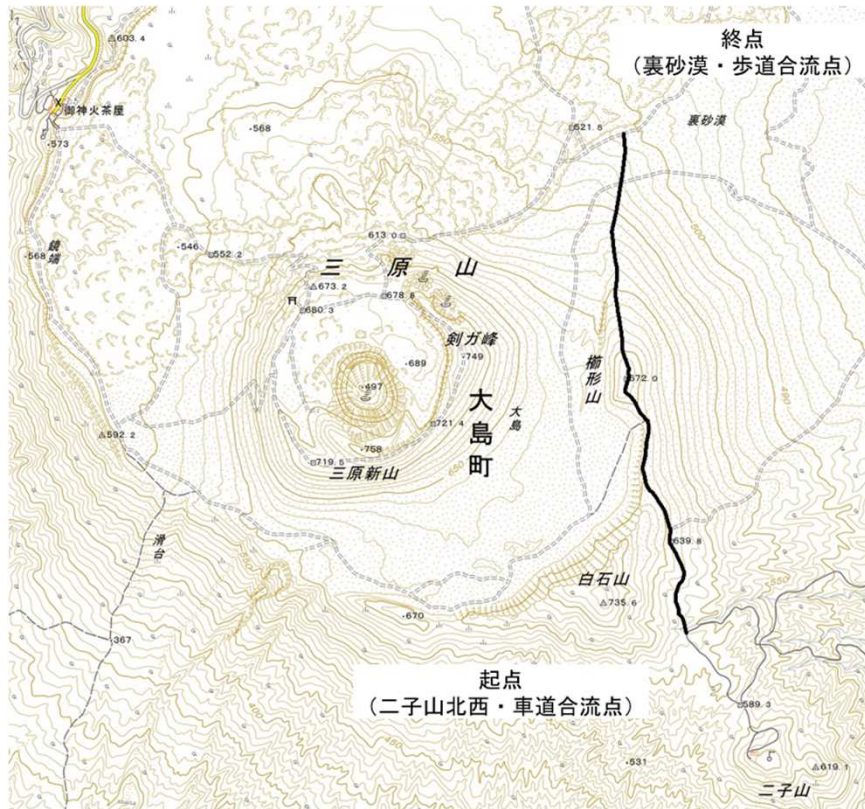


三原山カルデラ



- 本事業予定地は大島の三原山カルデラ内及びその周辺に位置する。
- 周辺での主な利用形態は、火山景観（三原山及びカルデラ、裏砂漠）探勝。
- 大島は島全体が平成22年より日本ジオパークに認定（伊豆大島ジオパーク）。

三原山東線道路（歩道）決定区間図

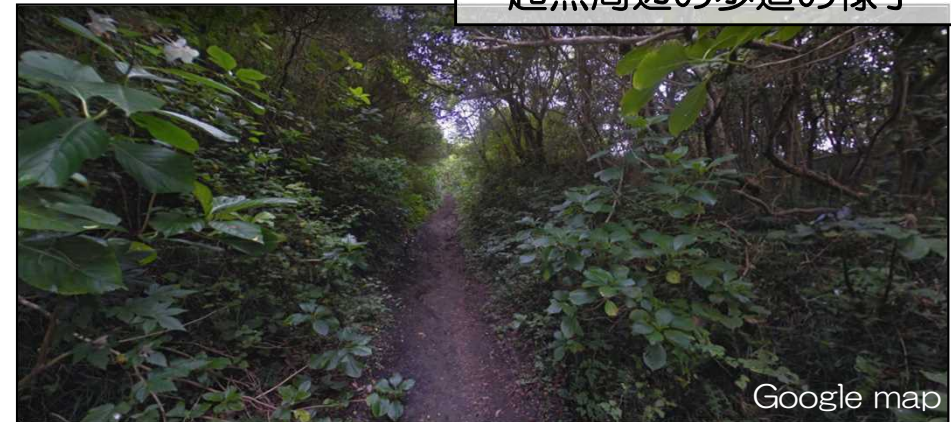


裏砂漠

事業規模

路線距離：2.3km

起点周辺の歩道の様子



Google map

- 本道路（歩道）は、二子山北西（起点）から櫛形山までの区間は、展望地があること、起点から徒歩20分程度と比較的短時間で到達できることから、利用者が多く見られる。
- 一方、櫛形山から裏砂漠線道路（歩道）に至る区間は歩道として案内がされていないが、利用者はすでに若干見られ、カルデラ北側への通行が可能である。



案内板や解説板など最小限の整備を行い、他歩道に繋がるルート確立により、利用の推進を図る

案内板・解説板の整備

- 案内板や解説板などの整備を行う。



想定する案内板の例(カルデラ内他歩道のもの)

執行予定者：大島町

既存施設の把握（附帯施設）

- 起点には乗用車が5～6台程度駐車できる空き地があり、駐車スペースとして利用されている。



駐車スペース(Web地理院地図航空写真)

自然環境への影響

- 本事業区間のうち特に特別保護地区内は裸地が大部分を占め、整備にあたり伐採が必要になる場所はほとんどない。
- 工作物を整備する場合は展望や景観を阻害しないように規模や色彩への配慮し、整備による地面の攪乱を最小限にする、強風による破損や劣化への対策などに注意する。

富士箱根伊豆国立公園

みはらやま

しゅうかい

三原山カルデラ周廻線道路（歩道）

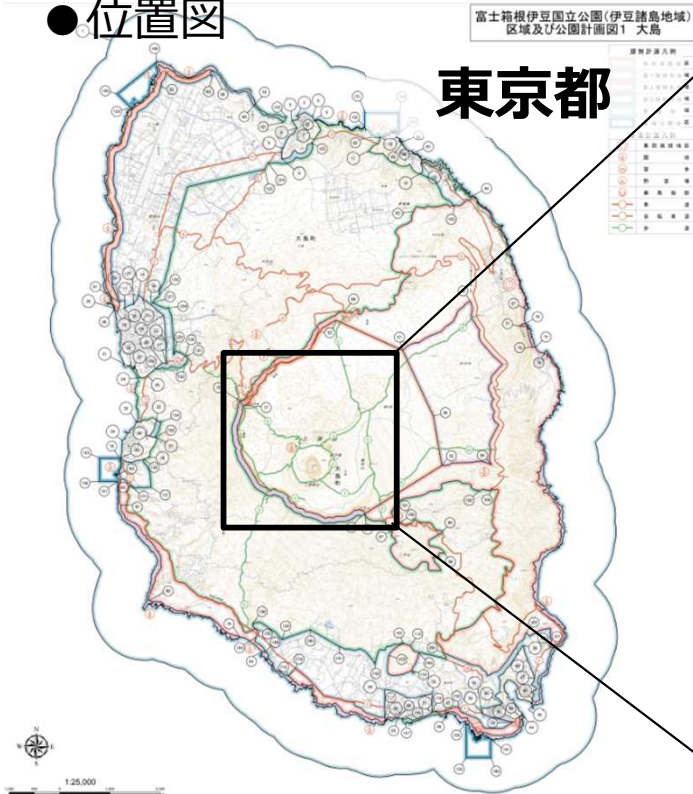
変更

路線距離: 6.1km→8.0km

執行者(予定者):大島町

特別保護地区、第1種特別地域（公有地(大島町)、民有地(財産区等)）

●位置図



●公園計画図



三原山及びカルデラ



三原山中央火口

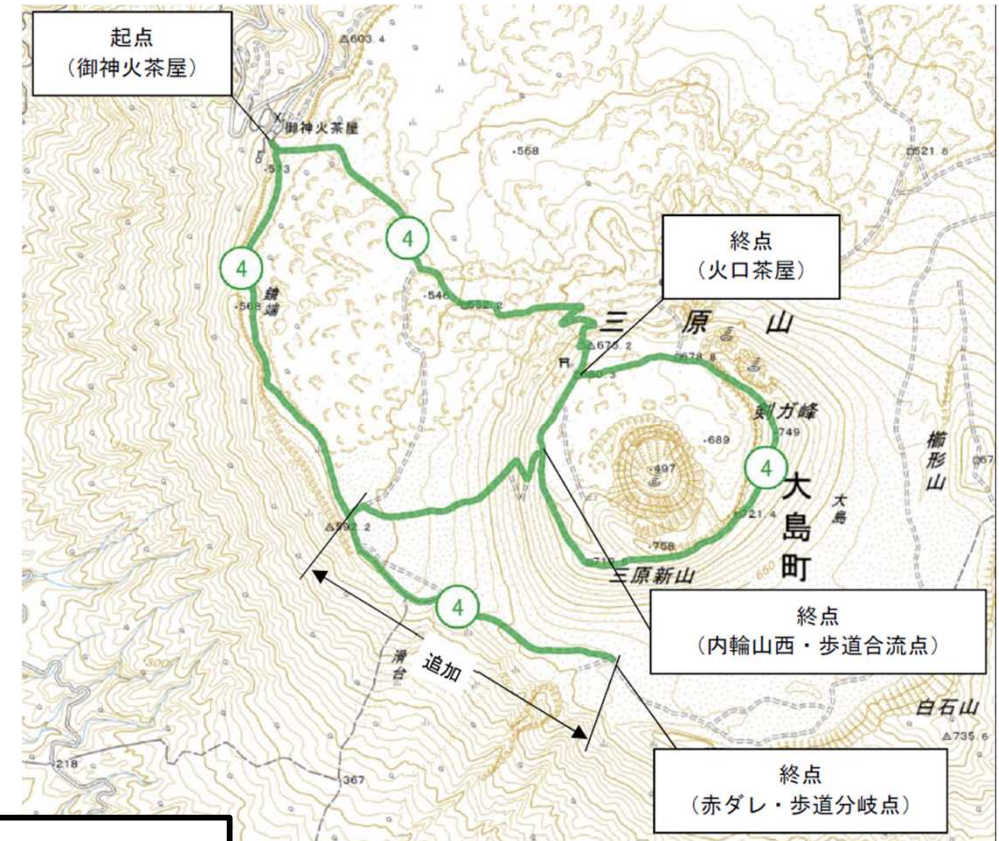


- 本事業予定地は大島の三原山カルデラ内に位置する。
- 周辺での主な利用形態は、火山景観（三原山及びカルデラ、裏砂漠）の探勝。
- 大島は島全体が平成22年より日本ジオパークに認定（伊豆大島ジオパーク）。

変更の内容：赤ダレに至る区間の追加



事業予定地周辺の展望



- 三原山火口及びお鉢に至る区間は最も主要なルートであり、歩道の舗装などの整備がされ、一般的な観光客も含め利用者が多い。
- 一方、赤ダレに至る区間は利用できるが、整備や案内はほとんどされていない。



案内板や解説板など最小限の整備を行い、利用の推進を図る

赤ダレ



案内板・解説板の整備

執行者予定者：大島町

- 案内板や解説板などの整備を行う。



想定する案内板等の例
(カルデラ内他箇所のもの)



参考：執行中の区間の様子
(起点(御神火茶屋)から撮影)



自然環境への影響

- 本事業区間のうち特に特別保護地区内は裸地が大部分を占め、整備にあたり伐採が必要になる場所はほとんどない。
- 工作物を整備する場合は展望や景観を阻害しないように規模や色彩への配慮し、整備による地面の攪乱を最小限にする、強風による破損や劣化への対策などに注意する。

富士箱根伊豆国立公園

さいこほくがん

西湖北岸野営場

変更

区域面積：7.0ha→7.2ha

収容人数：1,000人／日→1,000人／日

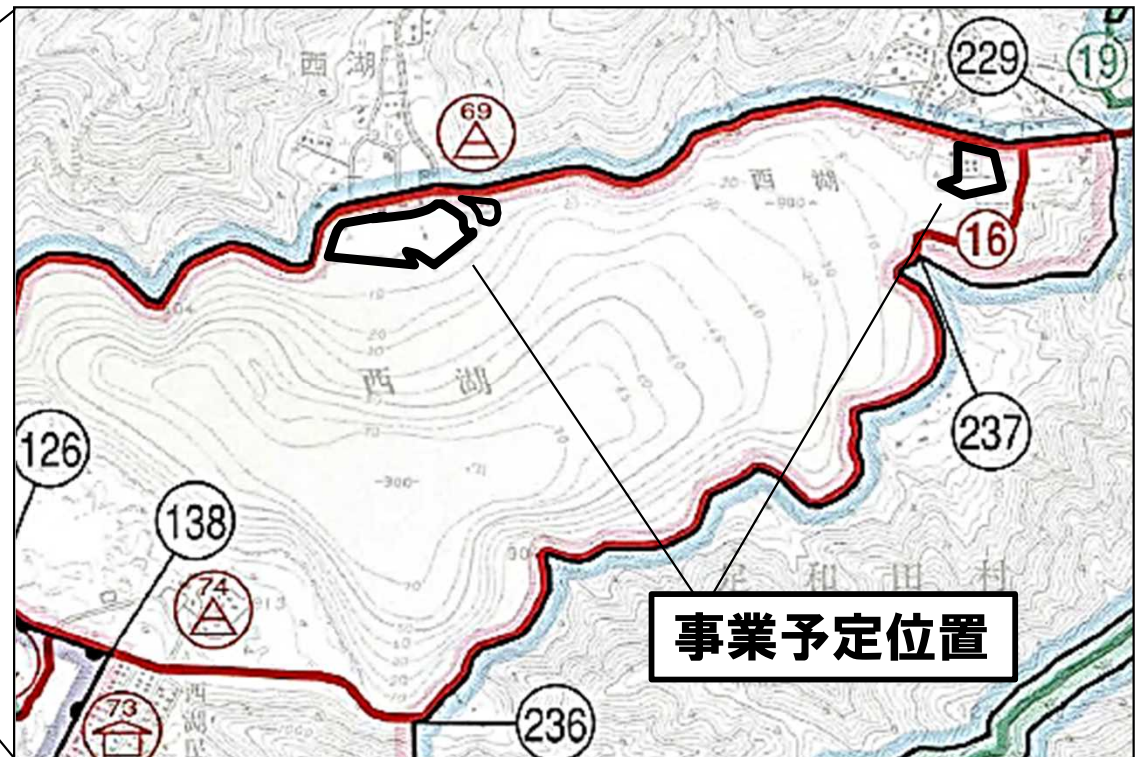
執行者（予定者）：民間

第2種特別地域（公有地（山梨県））

●位置図



●公園計画図

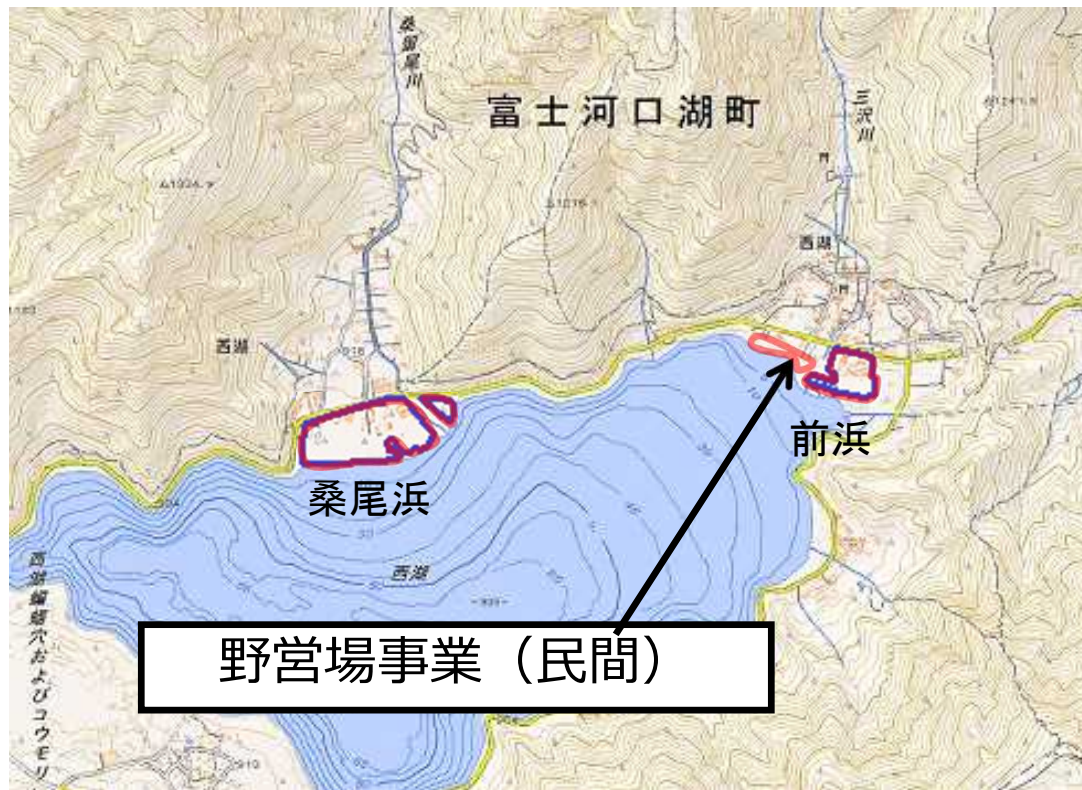


- 西湖は富士山北麓に溶岩流によって形成され、山中湖、河口湖、精進湖、本栖湖と併せて富士五湖と呼ばれている。固有種クニマスが生存。
- 地元漁協と観光協会により動力船が規制されており、静かな環境が保たれ、釣りやカヌー、湖畔でのキャンプの利用が多い。

— 変更後
— 変更前（現行区域）

区域面積：7.0ha→7.2ha

収容人数：1,000人／日→1,000人／日



西湖越しに見る富士山



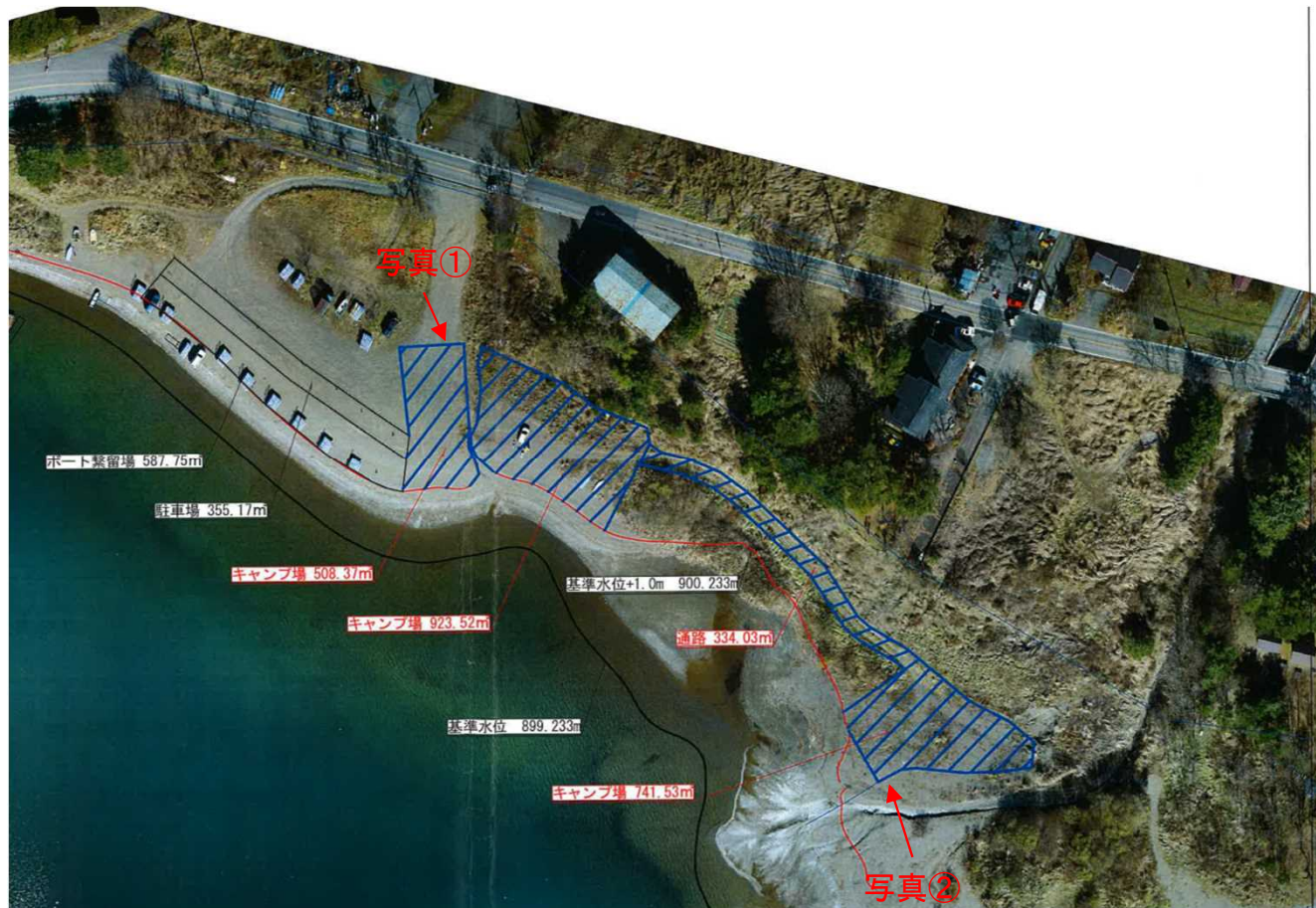
西湖 桑尾浜のキャンプ状況

○世界文化遺産登録を契機にキャンプ場経営者を含む地元関係者や山梨県、富士河口湖町で構成された「明日の富士五湖創造会議（以下「協議会」という。）」にて定められたエリア内において、民間事業者が新たにキャンプ場経営を行うことから、野営場事業区域を変更し、秩序ある利用となるよう管理し、西湖及びその周辺の自然環境の保全を図るもの。

既存施設の把握（野営可能なエリア）

執行者：民間

○事業執行予定地は、既に更地、整地されており、テントサイトの整備にあたっては、現在の地形や樹木を活かしたレイアウトが維持される予定。



事業執行予定地(西湖 前浜)



写真①予定地の現状(西湖 前浜)



写真②予定地の現状(西湖 前浜)

自然環境への影響

- 事業地の樹種には保護の必要な希少種等は含まれておらず、当該事業が自然環境へ与える影響は小さいと考える。
- 富士河口湖町が山梨県より該当河川敷を一括占用し、公園事業として執行することを条件に民間業者へ使用許可することで法的な位置づけが明確化される。
- 民間業者へは使用許可にあたり協議会で定めるルールの遵守を求めることから、自然環境と調和した適正な利用が期待できる。



瀬戸内海国立公園 あこうみさき 赤穂御崎野営場

変更

区域面積：5.5ha→5.9ha

最大宿泊者人数：350人/日→450人/日

新規執行者：民間

第2種特別地域（赤穂市有地）

●位置図

兵庫県



●計画図



家島諸島への眺望

- 自然植生の常緑広葉樹林が残されている場所は極めて少なく、大部分はアカマツの二次林である。
- 事業地周辺の主な利用形態は赤穂温泉の湯治や、キャンプ、海岸遊歩道の散策、釣りなどであるが、日帰り又は1泊2日など、短期滞在がほとんどである。



- 赤穂御崎集団施設地区内には丸山キャンプ場（兵庫県執行中、2ha）と赤穂市立野活動センター（未執行、3.5ha）の2か所の既存野営場がある。
- 同集団施設地区内の小学校跡地（0.4ha）にキャンプ場新設の計画があり、区域の変更を行うもの。

オートキャンプ場の新設

- 遊休地である小学校跡地（市有地）を民間活力を活用しオートキャンプ場として整備するもの。
- 更地であり、造成や支障木の伐採は想定されず、自然環境への影響は小さい。

既存住宅を管理棟に改築予定

敷地全体



足摺宇和海国立公園 竜串園地

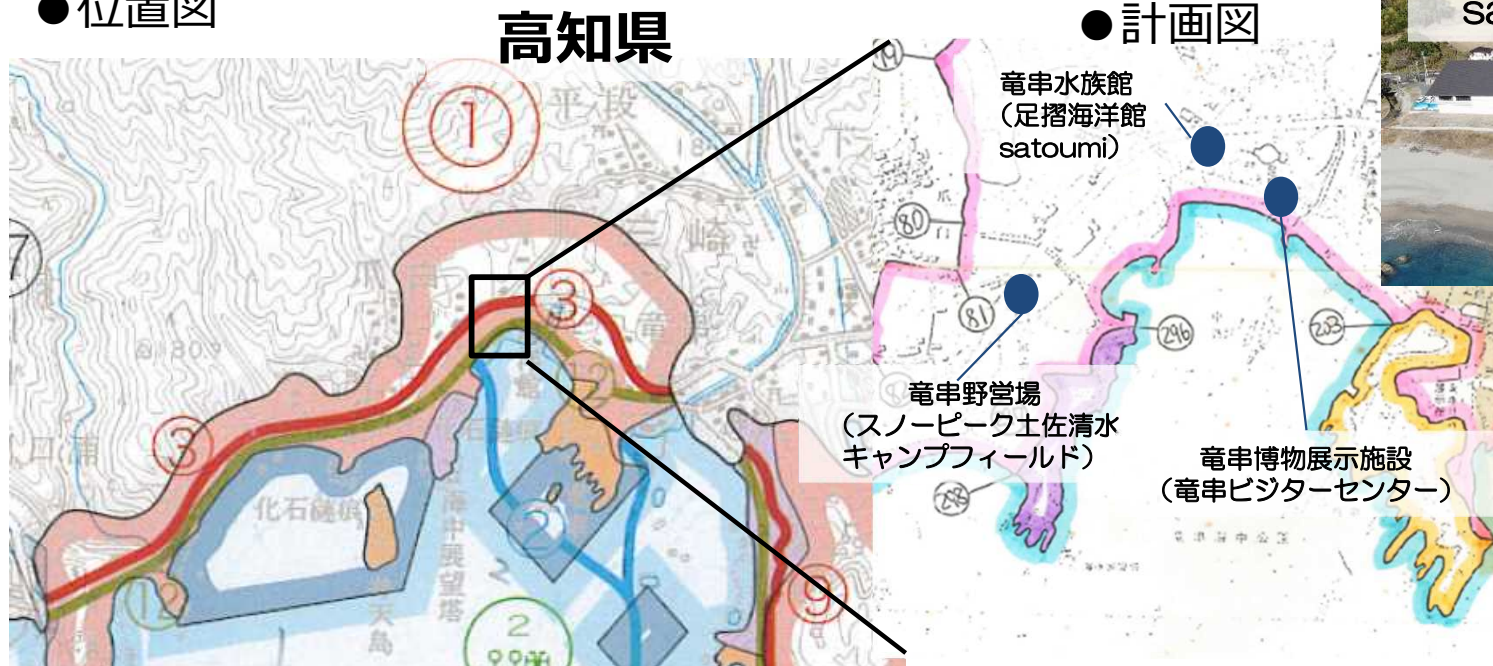
変更

区域面積：16.2ha→17.3ha

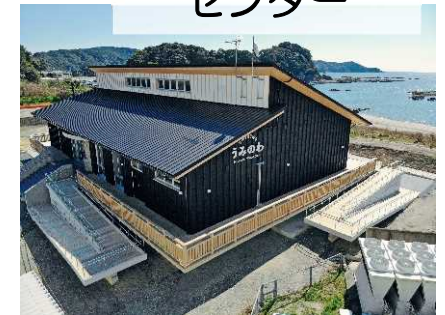
執行者（予定者）：土佐清水市

第2種特別地域（県有地、市有地、私有地）

●位置図

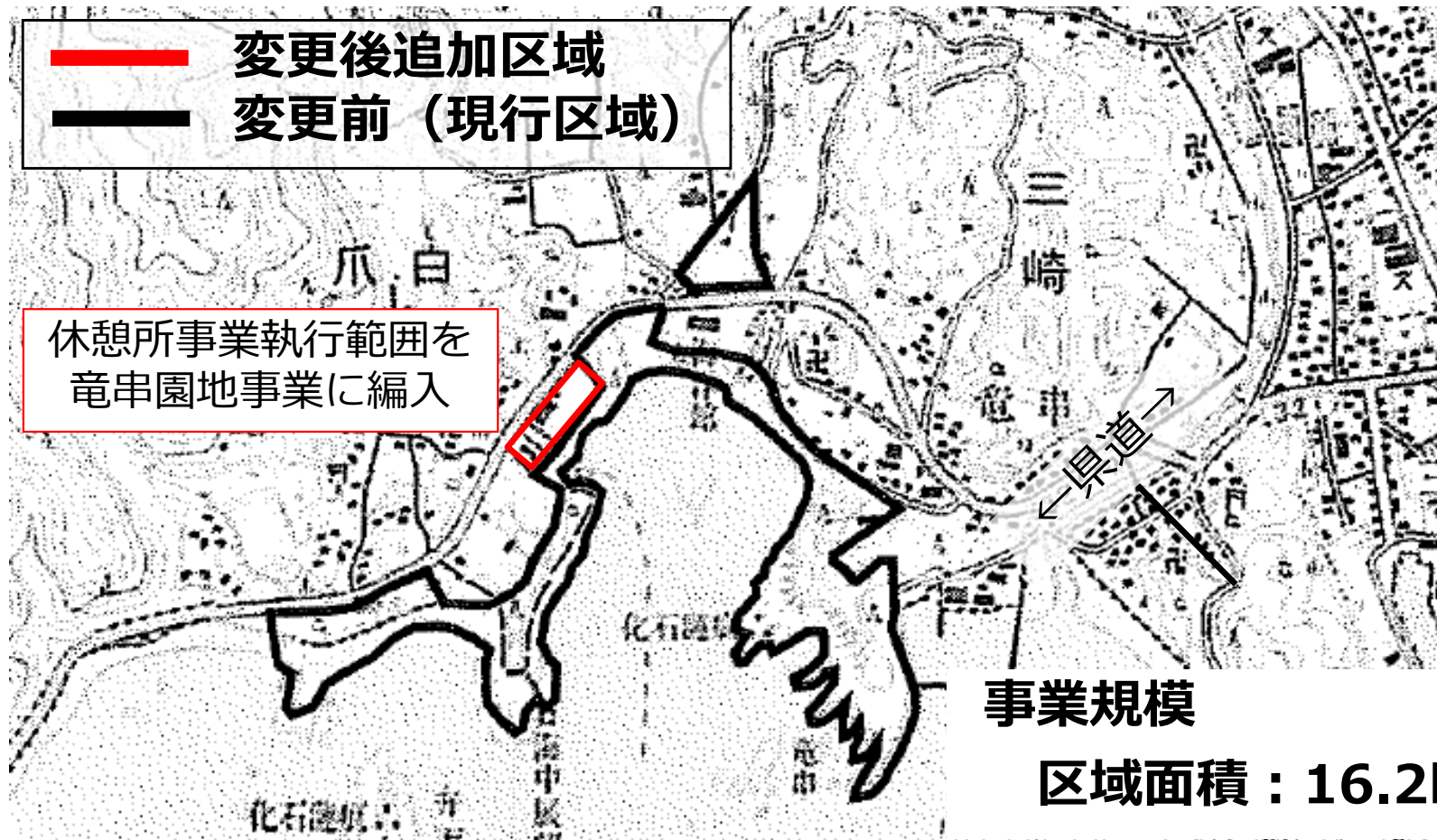


●計画図

竜串ビジター
センター

足摺宇和海国立公園を代表するサンゴ景観があり、海域公園地区に指定されている竜串湾に面した、竜串集団施設地区に位置している。集団施設地区周辺では近年直轄VC整備の他、県立水族館リニューアルオープン、市営キャンプ場再整備（指定管理先（株）スノーピーク）等の大規模な再整備が進んでおり、主要な利用箇所のひとつとなっている。

スノーピーク土佐清水
キャンプフィールド

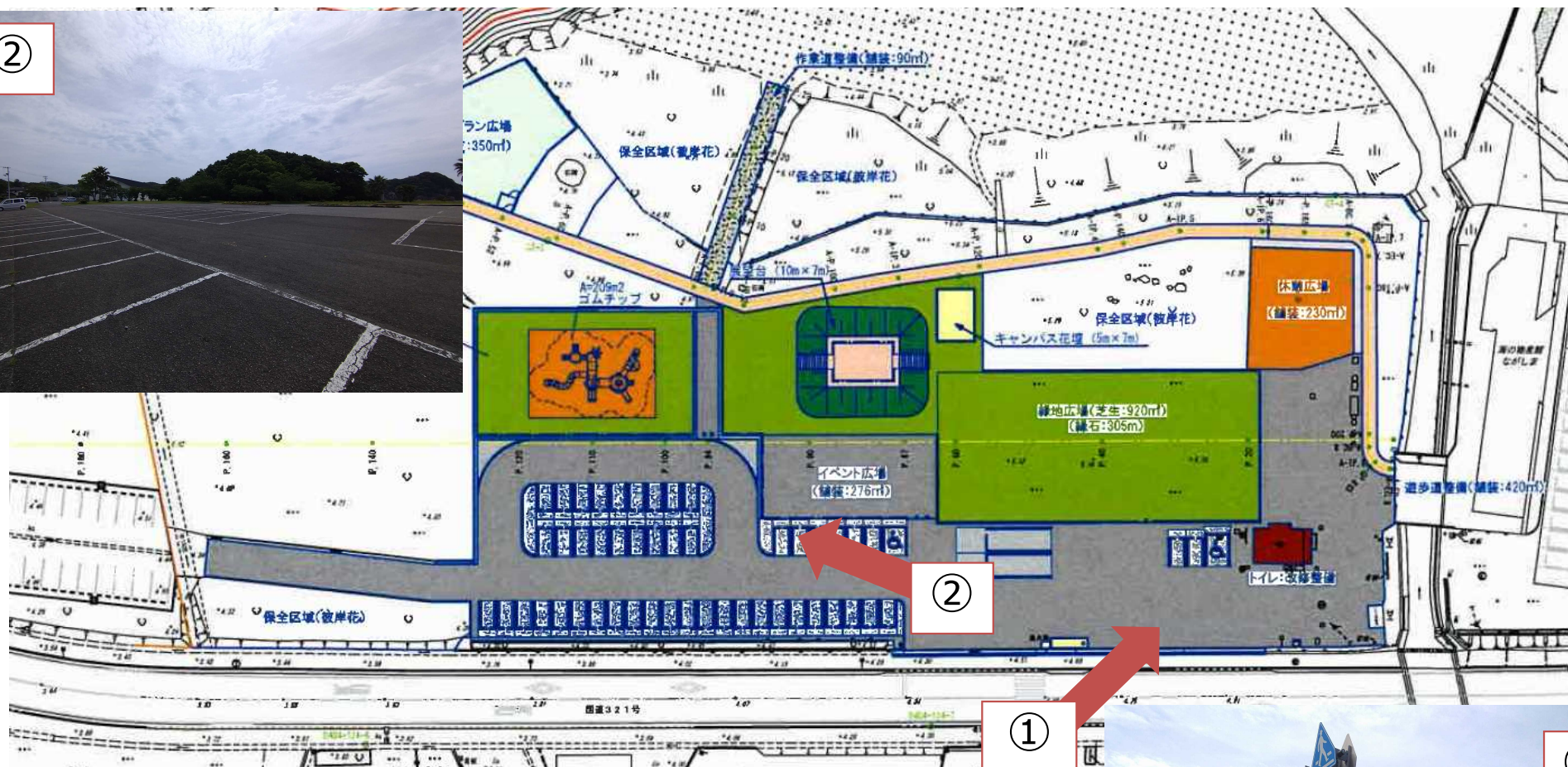


高知県観光開発公社が竜串休憩所事業として執行していた箇所について、休憩所建物取壊しに伴い土佐清水市が園地として再整備を行う予定としている。
竜串休憩場事業の事業執行範囲1.1haを追加し、竜串園地の事業規模を17.3haとするものである。

- 高知県観光開発公社が運営していた竜串休憩所（通称：レスト竜串）が老朽化により取り壊された事に伴い、土佐清水市が跡地の再整備を行う予定としている。
- 当該地は駐車場を備えた園地として整備される予定となっており、整備後は土佐清水市により執行される予定となっている。



現地の現況について



自然環境への影響

今回再整備が行われる箇所は既に駐車場敷きとして利用されている箇所であり、新たな改変が生じることはない。支障木は10本程度で風致上の支障は少なく、自然環境への影響は小さい。



慶良間諸島国立公園

あはれんかいがん

阿波連海岸園地

変更

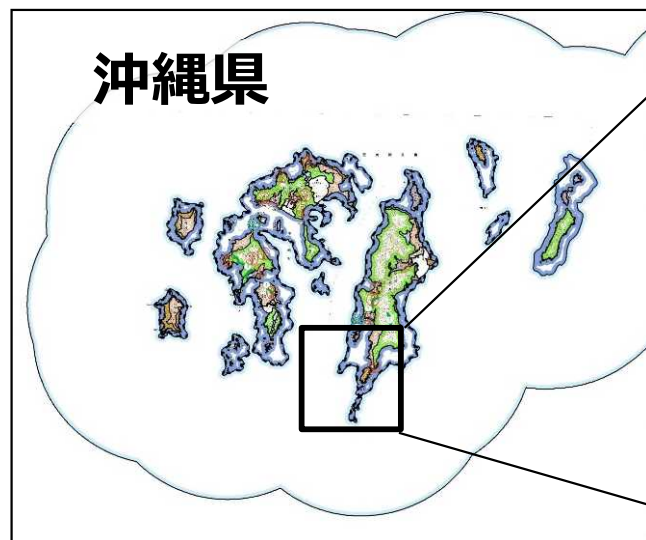
区域面積：4.4ha→4.6ha

最大宿泊者数：0人→50人

執行者（予定者）：渡嘉敷村

第3種特別地域・普通地域（国有林、村有地）

●位置図



●計画図

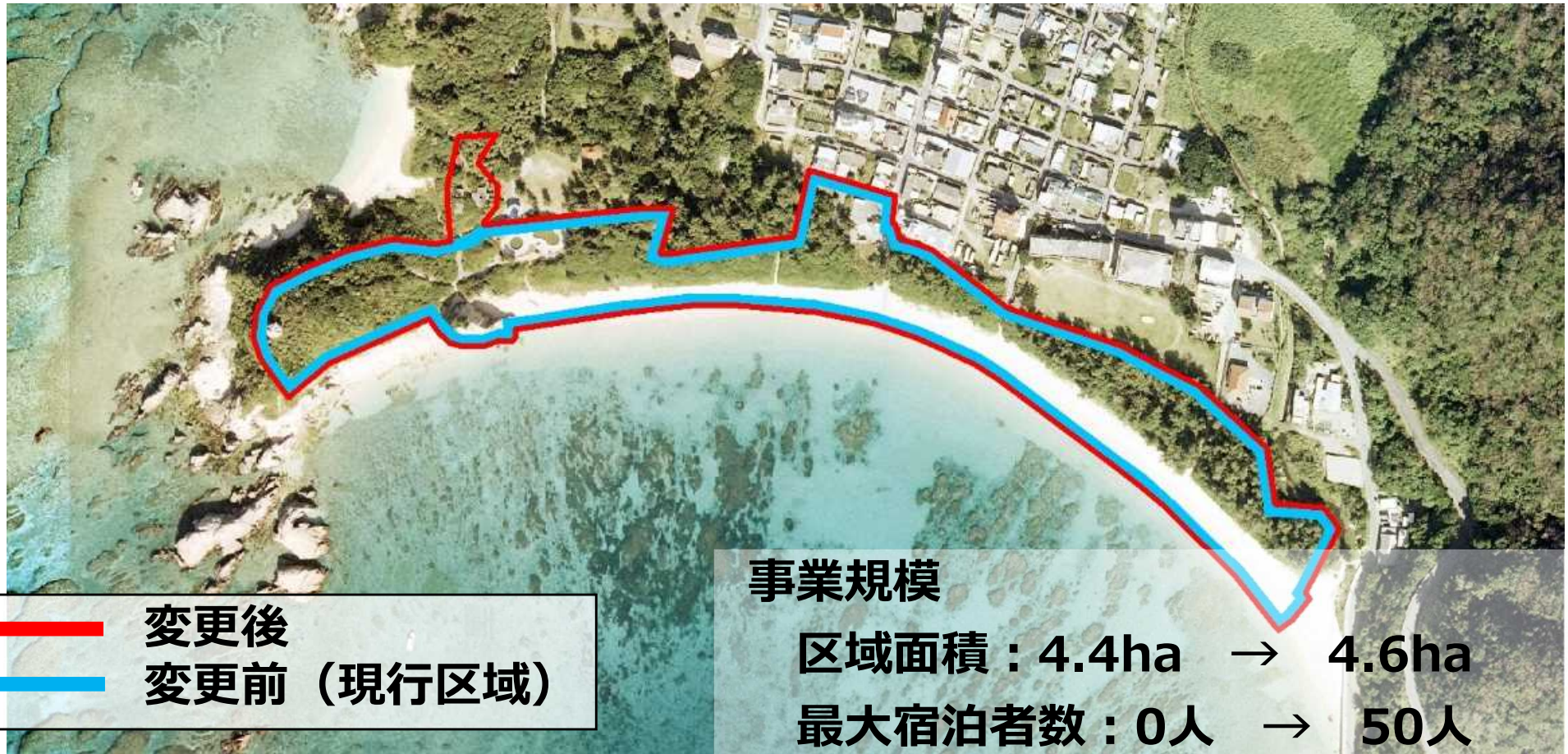


阿波連海岸



○渡嘉敷島の南西の海岸沿いに位置し、平坦地にモクマオウ等の防風林とサンゴ砂等で出来た白い砂浜が広がっている。周辺海域は、透明度の高いケラマブルーの海にサンゴ礁が広がり、離島や岩礁等からなる多島海景観が眺望できる。

○渡嘉敷島の利用拠点である阿波連ビーチを中心とした区域であり、海水浴やシュノーケリング等に利用されている。

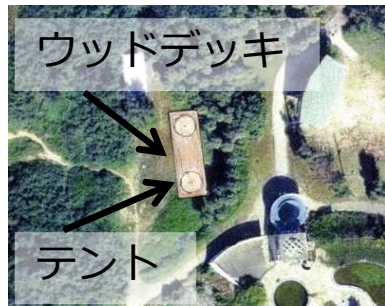


— 变更后
— 变更前（現行区域）

○渡嘉敷村が整備し、指定管理者において管理運営が行われているキャンプ場（普通地域。本事業決定区域外。）がある。それと隣接する区域（第3種特別地域）を本事業決定区域として追加し、新たなキャンプサイトとする。
○既存キャンプ場と一体的に管理運営が行え、平地かつ植生が少ないキャンプサイトに適した区域を拡張する。

キャンプサイトの新たな位置づけ

- 渡嘉敷村が整備し、指定管理者において管理運営が行われているキャンプ場と隣接する区域を新たにキャンプサイトとして位置づけ、ウッドデッキの整備を行う。



【ウッドデッキ新設】
(渡嘉敷村)
(民間：指定管理者)



拡張予定地



キャンプ場管理棟



自然環境への影響

新たに位置づけるテントサイトの区域は、平らな土地にまばらな草地と下層植生がほぼないビロウ林となっていること、本区域の主な眺望対象である海域とは逆方向であり、既存キャンプ場の施設とも一体的な区域であることから、周辺の風致への支障は最小限と考えられる。



西表石垣国立公園

たきこみだけ

ユツン滝古見岳線道路（歩道）

決定

路線距離：7.6 km

執行者(予定者): 環境省

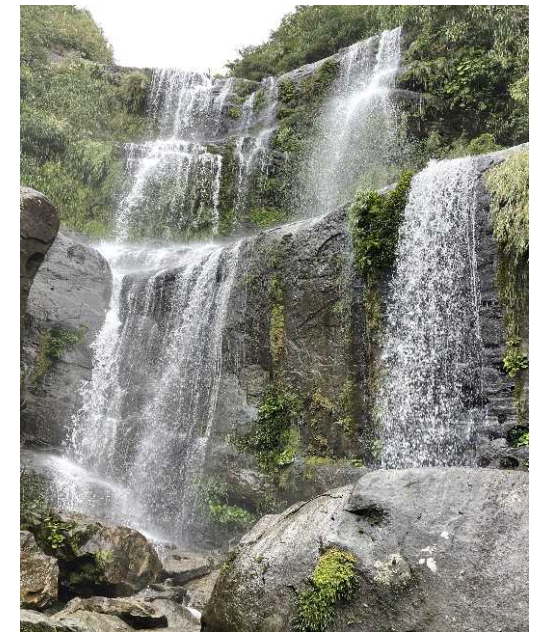
特別保護地区、第1種特別地域（国有林）

●位置図



沖縄県

●公園計画図



ユツン滝古見岳線道路
（歩道）

○西表島最高峰の古見岳（標高469m）と中心とする一帯であり、亜熱帯性常緑広葉樹林が原生的残存している。

○ユツンの三段滝及び古見岳に至る登山道として、年間を通じて利用者が見られる



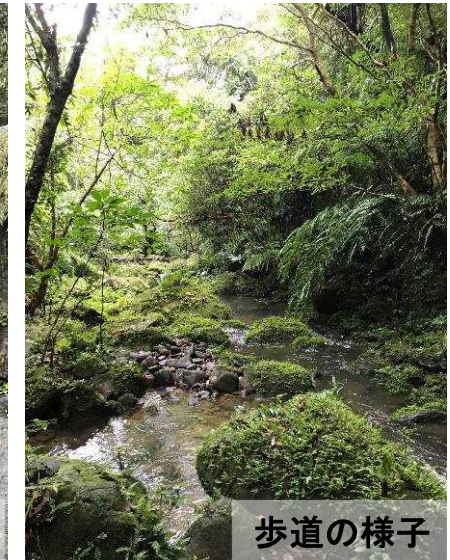
事業規模

路線距離：7.6 km

山頂からの眺望



ユツンの滝



歩道の様子

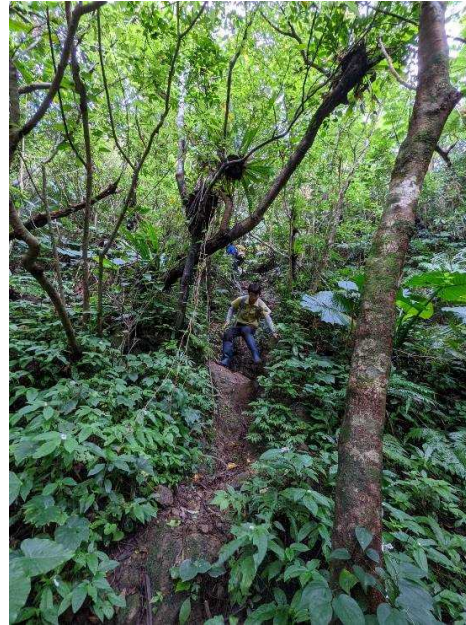
○当該歩道は特別保護地区及び第1種特別地域を通過することから、特に適正な利用が求められる路線である。

○令和3年7月に世界自然遺産に登録されたことを踏まえ、今後の利用者数の増加に対応するため、環境省が直轄で事業執行し、管理するもの。

既存施設の把握（歩道）

執行予定者：環境省

- 既存の歩道が整備されている。（執行者無し）



自然環境への影響

- 既存の歩道を事業に位置づけ、環境省が直轄で事業執行し管理することで、適正な利用を図る。
- 当該歩道の整備や巡視を定期的に行うことで、歩道外への影響や動植物の採取等を防止するとともに、利用者カウンターにより利用者数を把握し順応的な管理を行う。



利用者カウンター